

利用上の注意

1. 調査の目的

経済センサス - 活動調査は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査として実施している。

3. 調査日

平成 24 年 2 月 1 日

4. 調査対象

(1) 地域的範囲

全国（調査日現在において、東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に関して原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 28 条第 2 項において読み替えて適用される災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 63 条第 1 項の規定に基づく警戒区域または原子力災害対策本部により設定された計画的避難区域をその区域に含む調査区を除く。）

(2) 属性的範囲

調査は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所並びに国及び地方公共団体の事業所を除く事業所・企業について行った。

- ① 大分類 A - 農業・林業に属する個人経営の事業所
- ② 大分類 B - 漁業に属する個人経営の事業所
- ③ 大分類 N - 生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類 792 - 家事サービス業に属する事業所
- ④ 大分類 R - サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類 96 - 外国公務に属する事業所

5. 製造業について

(1) 本編は、製造業について「工業統計調査（経済産業省）」（以下「工業統計」という。）との時系列比較を可能とするために、「平成 24 年経済センサス - 活動調査」（以下「活動調査」という。）の調査結果のうち、以下の全てに該当する製造事業所について市区町村別、産業別に集計したものである。

- ・従業者 4 人以上の事業所であること
- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

(2) 従業者、付加価値額の項目は、工業統計の集計における定義に合わせた形で再集計したため、産業横断的集計の結果とは異なるものとなっている。

6. 産業分類

(1) 集計に用いた産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。例外については次のとお

りである。

本編	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業（1421 洋紙製造業，1423 機械すき和紙製造業を統合）	1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業

(2)「中分類 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲については，次のとおりである。

製造品名	分類	製造品名	分類
家具・装備品	13	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
プラスチック製版	1521	漆器	3271
写真フィルム（乾板を含む）	1695	畳	3282
手袋	2051	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
耐火物	215	ほうき，ブラシ	3284
と石	2179	喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）	3285
模造真珠	2199	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔法瓶	3289
注射筒	2741	看板，標識機	3292
義歯	2744	パレット	3293
装身具・装飾品・ボタン・同関連品（貴金属・宝石製を除く）	322	モデル，模型	3294
かつら	3229	工業用模型	3295
時計側	3231	レコード	3296
楽器	324	眼鏡	3297
がん具，運動用具	325		

7. 事業所の産業の決定方法

事業所を産業別に集計するための産業の決定方法は，次のとおりである。

(1) 一般的な方法

- ① 製造品が単品のみの事業所については，品目 6 桁番号の上 4 桁で産業細分類を決定する。
- ② 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は，まず，上 2 桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し，その額の最も大きいもので 2 桁番号を決定する。次に，その決定された 2 桁の番号のうち，前記と同様な方法で 3 桁番号（小分類），さらに 4 桁番号（細分類）を決定し，最終的な産業格付けとする。

(2) 特殊な方法

上記の方法以外に，原材料，作業工程，機械設備等により，産業を決定しているものがある。

具体的には，「中分類 22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」，「製鋼・製鋼圧延業（転炉・電気炉を含む）」，「熱間圧延業」，「冷間圧延業」，「冷間ロール成型形鋼製造業」，「鋼管製造業」，「伸鉄業」，「磨棒鋼製造業」，「引抜鋼管製造業」，「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業」の 11 産業である。

8. 統計表の項目の説明

(1) 事業所数は、平成24年2月1日現在の数値である。

事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造または加工を行っているものをいう。

(2) 従業者数は、平成24年2月1日現在の数値である。

従業者とは、当該事業所で働いている人をいい、他の会社などの別経営の事業所から出向または派遣されている人（受入者）も含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向または派遣している人（送出者）、臨時雇用者は従業者に含めない。次の①個人事業主及び無給家族従業者、②常用労働者から出向・派遣送出者を除いたものをいう。

① 個人事業主及び無給家族従業者とは、業務に従事している個人事業主と事業主の家族で無報酬で常時就業している者をいい、実務にたずさわっていない事業主と事業主の家族で手伝い程度の者は含まない。

② 常用労働者とは、次のいずれかをいう。

ア 期間を定めず、または1か月を超える期間を定めて雇われている者

イ 日々または1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、平成23年12月と24年1月にそれぞれ18日以上雇われた者

ウ 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者などは、上記に準じて扱う

エ 取締役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

オ 事業主の家族で、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

③ 臨時雇用者とは、常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

(3) 事業に従事する者の人件費は、平成23年1月から12月までの1年間に支払われた「常用雇用者（「正社員、正職員」及び「パート・アルバイト等」をいう）及び有給役員に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額」及び「常用雇用者及び有給役員に対する退職金または解雇予告手当、出向受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与など」の合計をいう。

(4) 原材料、燃料、電力の使用額等は、平成23年1月から12月までの1年間における次の①～⑥の合計をいう。

① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいう。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。

② 燃料使用額とは、生産段階で使用した燃料費、荷物運搬用及び暖房用の燃料費、自家発電用の燃料費などをいう。

③ 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。

④ 委託生産費とは、原材料または中間製品を他企業の事業所に支給して製造または加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。

⑤ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいう。

⑥ 転売した商品の仕入額とは、平成23年1年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れてまたは受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいう。

- (5) 製造品出荷額等とは、平成 23 年 1 月から 12 月までの 1 年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他収入額の合計をいう。
- ① 製造品出荷額とは、当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む）を、平成 23 年中に当該事業所から出荷した場合の工場出荷金額をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。
- ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
 - イ 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）
 - ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成 23 年中に返品されたものを除く）
- ② 加工賃収入額とは、平成 23 年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品または半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取ったまたは受け取るべき加工賃をいう。
- ③ その他収入額とは、出荷額及び加工賃収入額以外の収入額をいう。

(6) 有形固定資産（従業者 10 人以上の事業所）とは、平成 23 年 1 月から 12 月までの 1 年間における数値であり、帳簿価額によっている。

- ① 有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。
- ア 土地
 - イ 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）
 - ウ 機械及び装置（附属設備を含む）
 - エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数 1 年以上の工具、器具、備品等
- ② 有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。
- ③ 有形固定資産年末現在高
- $$\text{年末現在高} = \text{年初現在高} + \text{取得額} - \text{除却額} - \text{減価償却額}$$

(7) 粗付加価値額は、下記算式により算出している。

$$\text{粗付加価値額} = \text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} (*) + \text{推計消費税額}) \\ - \text{原材料、燃料、電力の使用額等}$$

*：消費税を除く内国消費税額＝酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の納付税額または納付すべき税額の合計

9. 記号及び注記

各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

該当数字がないものは「－」、数値がマイナスのものは「▲」で表した。

「x」は、集計対象となる事業所が 1 または 2 であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が 3 以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が 1 または 2 の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「x」とした。